

## 北海道科学大学部室使用内規

(使用者)

**第1条** 部室の利用者は厳格に北海道科学大学の学生に限るものとし、部外者の利用又はみだりに立入ることを禁止する。

(指導責任者)

**第2条** 利用に関する指導責任者は顧問教員とし、その総括指導責任者は学生支援センター長とする。

(利用の範囲)

**第3条** 部室利用の目的は、健全な課外活動の推進にあるので、それ以外の集会及び会合等は禁止する。

(年間利用計画)

**第4条** 年間利用計画については別に定める。

(施錠)

**第5条** 利用時間（特別に許可された利用時間を含む。）外は玄関出入口を施錠する。

(立入り)

**第6条** 教職員は、事故防止あるいは点検等のため必要がある場合は、部室内に立入ることができるものとする。ただし、その場合学生支援センター長に対し結果を報告するものとする。

(利用の取消し)

**第7条** 学生又は学生団体が、学則による懲戒を受けたとき又は規程に背反した場合で、その内容が個人又は団体を問わず課外活動にかかわりあるときは、部室の利用を一時又は恒久的に取消すことがある。その場合は示達書により申し渡す。

(遵守事項)

**第8条** 部室の利用者は、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 利用時間を厳守し、常に部室内の整理整頓に心がけ、利用後は必ず清掃をおこなうこと
- (2) 危険物及び電熱器具の持込みはしないこと

(規程の改廃)

**第9条** この内規の改廃は、学生支援センターの議を経て学長が決定する。

### 附 則

- 1 この内規は、昭和49年10月10日から施行する。

- 1 この内規の改正は、昭和54年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、昭和55年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成3年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、2022年4月1日から施行する。